

# Q92

貯金保険機構からの委託を受けて、実際に不良債権回収を行っている系統債権管理回収機構(株)とはどのような組織なのですか。

## Ans.

- ① 系統債権管理回収機構(株)は、農協系統組織及び漁協系統組織における不良債権等の処理の促進を図るため、農林中央金庫、全国農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会及び全国漁業協同組合連合会による出資(資本金5億円)により、平成13年4月11日に設立されました。
- ② 事業内容は、①農水産業協同組合からの不良債権等の買取り・回収、②貯金保険法に定める協定債権回収会社として行う破綻農水産業協同組合からの不良債権等の買取り・回収、③債権の売却・管理回収に関するコンサルティングなどを行うことです。  
なお、これらの業務を強力に進めるため、平成13年7月にサービス免許を取得しています。

# Q93

貯金保険機構は、破綻した農水産業協同組合の旧経営者に対する民事・刑事上の責任追及をどのように行っているのですか。

## Ans.

旧経営者に対する責任追及とは、例えば、破綻農水産業協同組合の旧経営者(組合長、会長、理事長、理事もしくは監事など)が行った不正融資などについて、民事責任としてその不正融資などで農水産業協同組合が被った損害を賠償させるために民事訴訟の提訴をし、また、刑事責任として背任罪等で捜査機関に告訴・告発することです。

そのために、貯金保険機構は自ら管理人となる場合には、その業務の一環として行う内部調査の過程で把握した事実に基づいて、民事提訴、刑事告訴・告発を行うことになります。